

茨木市細街路等整備事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、計画的かつ良好な市街地の形成を図るために必要とする細街路、生活道路等の整備に関する事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、事業の円滑な遂行を図り、もって魅力あるまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 細街路 地域の生活環境を改善するため、市長が特に拡幅整備が必要と定めた道
- (2) 生活道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道路又は法第43条第2項第2号に該当する建築物の敷地の周囲の空地（以下これらを「道路等」という。）で、当該道路等の幅員が4 m未満のもの
- (3) 開発行為 次に該当する行為をいう。
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可を受けてする開発行為
 - イ 法第2条第1号に掲げる建築物の建築
 - ウ 法第88条第1項に規定する擁壁の築造
 - エ その他市長がこの事業の実施に必要と認める行為
- (4) 後退用地 生活道路の境界線と生活道路の中心線から水平距離2 mの区域の部分の土地又は生活道路の対側境界線から水平距離4 mの区域の部分の土地（側溝部分に係る土地を土地所有者が譲渡する場合は、その部分を含む。）をいう。
- (5) 角敷地 敷地の二方又は三方が道路等に接し、当該道路等のいずれかが生活道路である敷地をいう。
- (6) 隅切り用地 大阪府建築基準法施行条例（昭和46年大阪府条例第4号）第5条の規定により角敷地の建築制限を受ける部分の土地（側溝等が必要な場合は、側溝等の幅を加えた土地）をいう。

(対象事業)

第3 対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 細街路の整備に関する事業で、次の要件のいずれかに該当するもの
 - ア 細街路の整備に係わる路線において、第2第3号アに掲げる開発行為で、当

該開発に係る道路の設計が都市計画法その他の法令等に定める基準を超えるもの

イ 細街路の整備に係わる路線において、第2第3号イ、ウ又はエに掲げる開発行為及びこの開発行為に先行し、又は並行して行う細街路の整備で、当該細街路の設計が当該細街路の中心線から2m又は当該細街路の対側境界線から4mを超えるもの

(2) 生活道路の整備に関する事業で、建築物の用途が一戸建ての住宅又は兼用住宅であるものかつ次の要件のいずれかに該当するもの

ア 生活道路の整備において、当該道路の中心線から2mを超える土地の譲渡又は当該道路の対側境界線から4mを超える土地の譲渡を行うもの

イ 後退用地の譲渡を行うもの

ウ 角敷地における生活道路（法第43条第2項第2号に該当する建築物の敷地の周囲の空地に限る。）の譲渡を行うもの

エ 隅切り用地の譲渡を行うもの

オ その他市長が特に必要と認めるもの

(3) 前2号に掲げる事業の施行に伴う道路築造工事又は排水施設整備工事で、当該道路又は排水施設の構造が茨木市開発行為等の手続等に関する条例第23条（令和6年茨木市条例第22号。以下「手続条例」という。）に基づく茨木市道路及び交通安全施設等の整備に関する基準並びに茨木市開発行為等に係る排水施設設置基準に適合したもの

（土地取得及び工事費に対する補助）

第4 市長は、第3第1号並びに第2号ア、ウ、エ及びオに係る土地を有償で取得する場合は、別に定める施行基準により算定した額の費用を土地取得費として支払うものとする。

2 市長は、土地所有者等が第3第3号に掲げる道路築造工事又は排水施設整備工事を行う場合は、別に定める施行基準により算定した額の費用を工事補助金として補助することができる。

3 前項の規定にかかわらず、すでに補助を受け整備を行った道路又は排水施設に係る工事については、補助しないものとする。

（諸手続）

第5 市長は、第3各号に掲げる事業に係る土地を取得する場合は、測量、分筆、登記等の手続を自ら行うものとする。

（土地譲渡等の協議）

第6 事業に係る土地を譲渡しようとする者は又は工事費の補助を受けようとする者は、事前に市長と協議しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する協議の申出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査の上適当と認めたものについて、予算の範囲内において土地を取得し、又は工事費の補助を行うものとする。

(契約等の締結)

- 第7 市長は、土地の取得に係る協議が成立したときは、遅滞なく当該土地所有者と契約を締結するものとする。

- 2 市長は、工事補助金に係る協議が成立したときは、土地所有者等と当該補助に関する覚書を締結するものとする。

(適用除外)

- 第8 この要綱は、第3第2号アからエに掲げる事業について、次の要件のいずれかに該当するものは適用しない。

- (1) 宅地の分譲を目的とするもの。
- (2) 事業者又は土地所有者が法人名義のもの。
- (3) 耕地整理事業によるもの。

(その他)

- 第9 この要綱に定めるもののほか、細街路等の整備について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、この要綱の実施の日以後に協議の申出があった開発行為について適用し、同日前に協議の申出があった開発行為については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年9月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年2月17日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年5月16日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から実施する。